

資料 1 - 6

男女共同参画及び多様な
性の尊重に関する審議会
令和 4 年 10 月 24 日

(仮称) 第 6 次横須賀市男女共同参画プラン 2023 年度～202●年度

素案

(パブリック・コメント意見募集用)

目次

第1章 プランの策定にあたって	1
1 横須賀市の経緯	1
2 背景	2
3 言葉の定義	4
第2章 横須賀市の現状と課題	5
1 人口の推移	5
2 ジェンダー平等と多様な性をめぐる状況	7
第3章 プランの基本的な考え方	13
1 策定の趣旨	13
2 プランの位置付け	
3 計画名称	
4 計画期間	
5 基本理念	14
6 目標	
7 施策の方向性	
8 施策	
9 ジェンダー平等と男女共同参画	15
10 プランの体系	16
11 指標・数値目標の設定	17
12 プランの進行管理	18
13 プラン体系図	20
第4章 事業の内容	21
目標1 ジェンダー平等推進と多様な性を尊重する環境づくり	21
目標2 全ての人活躍できる環境づくり	26
目標3 生涯を通じて健康に暮らせる環境づくり	32
目標4 全ての人安心して暮らせる環境づくり	35
目標5 性別等に基づく暴力のない環境づくり	38

第1章 プランの策定にあたって

1 横須賀市の経緯

年	プラン等名称	計画期間
平成6年	横須賀市女性行政総合プラン 策定 ～デュオプランよこすか～	平成6年度～平成12年度
平成13年	横須賀市男女共同参画プラン 策定 ～デュオプランよこすかPartⅡ～	平成13年度～平成18年度
平成14年	「横須賀市男女共同参画推進条例」施行	
平成19年	横須賀市男女共同参画プラン（第3次） 策定 ～デュオプランよこすかPartⅢ～	平成19年度～平成24年度
平成20年	男女共同参画モデル事業所づくり計画 策定	平成20年度～平成24年度
平成25年	第4次横須賀市男女共同参画プラン 策定 （男女共同参画モデル事業所づくり計画と統合）	平成25年度～平成29年度
平成30年	第5次横須賀市男女共同参画プラン 策定	平成30年度～令和4年度 ※
平成31年 令和元年	・「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」施行 ・「横須賀市人権施策推進指針」改定 →分野別課題解決項目に性的マイノリティを新たに位置づけ ・「パートナーシップ宣誓証明制度」導入	
令和2年	「パートナーシップ宣誓制度の自治体間相互利用」開始	
令和5年	第6次横須賀市男女共同参画プラン 策定	令和5年度～令和8年度

※第5次横須賀市男女共同参画プランは、策定当初の計画期間は4年間でしたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、市民等アンケート調査を実施することができなかつたため、計画期間を1年延長して5年間の計画になりました。

横須賀市は、平成6年（1994年）に「女性行政総合プラン（デュオプランよこすか）」を策定して以降、男女共同参画社会の実現に向けて多くの取り組みを進めてきました。

この度、第5次横須賀市男女共同参画プランの計画期間が令和4年度（2022年度）をもって終了することから、令和5年度（2023年度）から計画期間が開始される「第6次横須賀市男女共同参画プラン」を策定いたします。このプランは、平成31年（2019年）の「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」施行後、初めてのプランとなります。

「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」は、誰も一人にさせないまちを目指し、性別、性的指向、性自認等にかかわらず、全ての人々が主体的に行動できる社会を形成することを目的として制定しました。「第6次横須賀市男女共同参

画プラン」は、条例に基づき、ジェンダー平等と多様な性の尊重に関する施策を推進するための基本計画です。第6次プランは、条例に掲げる基本理念の実現のため、施策を計画的に実施することを目的としています。

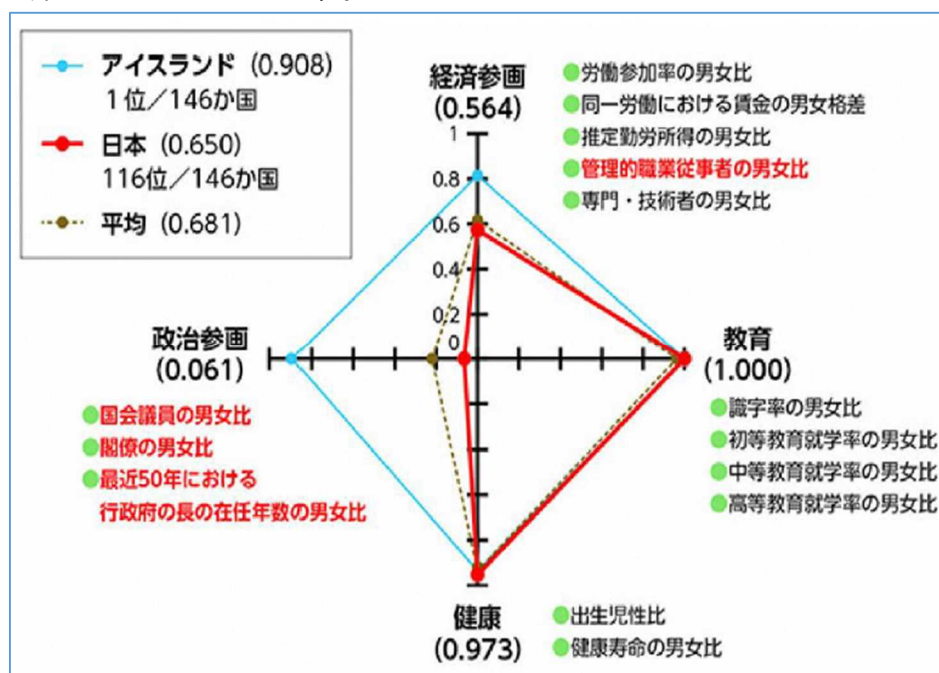
多様な性に関する市の取り組みは、市民一人ひとりを、かけがえのない個人として尊重するとともに、さまざまな差別や偏見をなくし、人権が侵害されることのないまちを目指し、平成31年（2019年）に「横須賀市人権施策推進指針」が改定され、分野別課題解決項目に「性的マイノリティ」が新たに位置づけられました。また、「パートナーシップ宣誓証明制度」を導入し、令和2年（2020年）4月からは「パートナーシップ宣誓制度の自治体間相互利用」を開始しました。

2 背景

(1) 国際的な動向

2015年に国連で決定された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる「持続可能な開発目標（SDGs）」は国際社会全体の開発目標であり、2030年を期限とする17の目標が設定されました。この17の目標のうち「目標5ジェンダー（社会的・文化的につくられる性別）の平等を実現しよう」は、世界人口の半数を占める女性と女兒がジェンダー差別なく社会に参加することができれば、多くの国や途上国が抱える経済成長、貧困や教育といったさまざまな課題を解決することができるため、重要な目標とされています。

世界経済フォーラムが公表した社会全体の男女格差を示す「ジェンダー・ギャップ指数2022」において、日本の順位は146カ国中116位の水準となり、国際的に後れを取っている状況が明らかになっています。



出典：内閣府男女共同参画局「共同参画」2022年8月号

(2) 国の動向（関係法令等）

時期	内容
平成11年6月	「男女共同参画社会基本法」制定
平成30年5月	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行
平成30年7月	「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」成立
令和元年6月	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正
令和元年6月	「労働施策総合推進法」改正
令和元年6月	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正
令和2年5月	「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」策定
令和2年6月	「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」閣議決定 (令和2年度から4年度までの3年間、集中強化期間)
令和2年12月	「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」閣議決定
令和3年6月	「育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正 →男性の育児休業の取得促進
令和4年5月	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立

国は、平成11年（1999年）6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」の実現を目指して、取組みを進めてきました。令和2年（2020年）12月には、以下の社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題に係る認識を踏まえ、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」を策定し、男女共同参画社会の形成の促進を図っています。

昨今の社会情勢の変化（第5次男女共同参画基本計画抜粋）

社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
- 2 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- 3 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
- 4 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
- 5 デジタル化社会への対応（Society5.0）
- 6 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
- 7 頻発する大規模災害
- 8 SDGsの達成に向けた世界的な潮流

3 言葉の定義

本プランにおいて、以下の言葉を「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」を踏まえて次のように定義します。

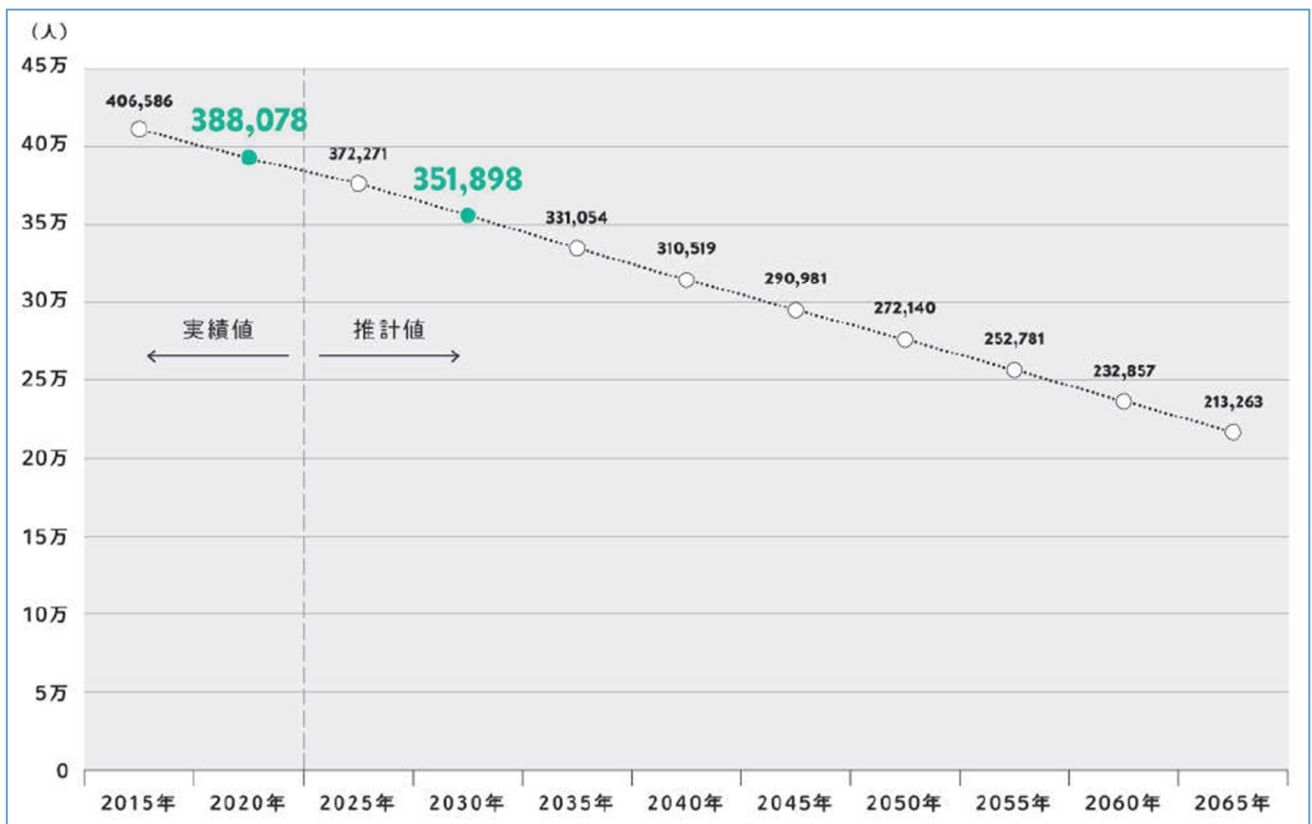
用語	意義
ジェンダー	男女の役割を固定的にとらえる社会的または文化的に形成された性別 (条例第2条第2号)
性別等	性別(身体の性的特徴及び当該特徴をもとに出生時に戸籍の届出により指定された性別並びに男女の役割を固定的に捉える社会的または文化的に形成された性別(以下「ジェンダー」という。))をいう。条例第7条第1項を除き、以下同じ。)、性的指向、性自認等をいう。(条例第2条第2号)
性的指向	異性愛、同性愛、男女両方を対象とする両性愛、いずれも対象としない無性愛等の人の恋愛や性愛がどのような性を対象とするかを示す概念をいう。 (条例第2条第3号)
性自認	自分が男性または女性であるか、その中間であるか、そのどちらでもないか、流動的であるか等の自らの性に対する自己認識をいう。(条例第2条第4号)
暴力	性別等に基づく暴力行為であって、次のいずれかに該当するものをいう。 ア) ドメスティック・バイオレンス(配偶者、交際相手等の親密な関係にある者またはあった者の間で起こる暴力行為(これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為を含む。))をいう。 イ) セクシュアル・ハラスメント(家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる場において、相手が望まない性的な言動により、相手に不利益を与え、または相手の生活環境を害することをいう。) ウ) ストーカー行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第3項に規定するストーカー行為をいう。) エ) アからウまでに掲げるもののほか、身体に対する直接的な暴力、性的暴力、身体的虐待、精神的虐待、経済的虐待、性的虐待、ネグレクト等心身に有害な影響を及ぼす行為 (条例第2条第8号)

第2章 横須賀市の現状と課題

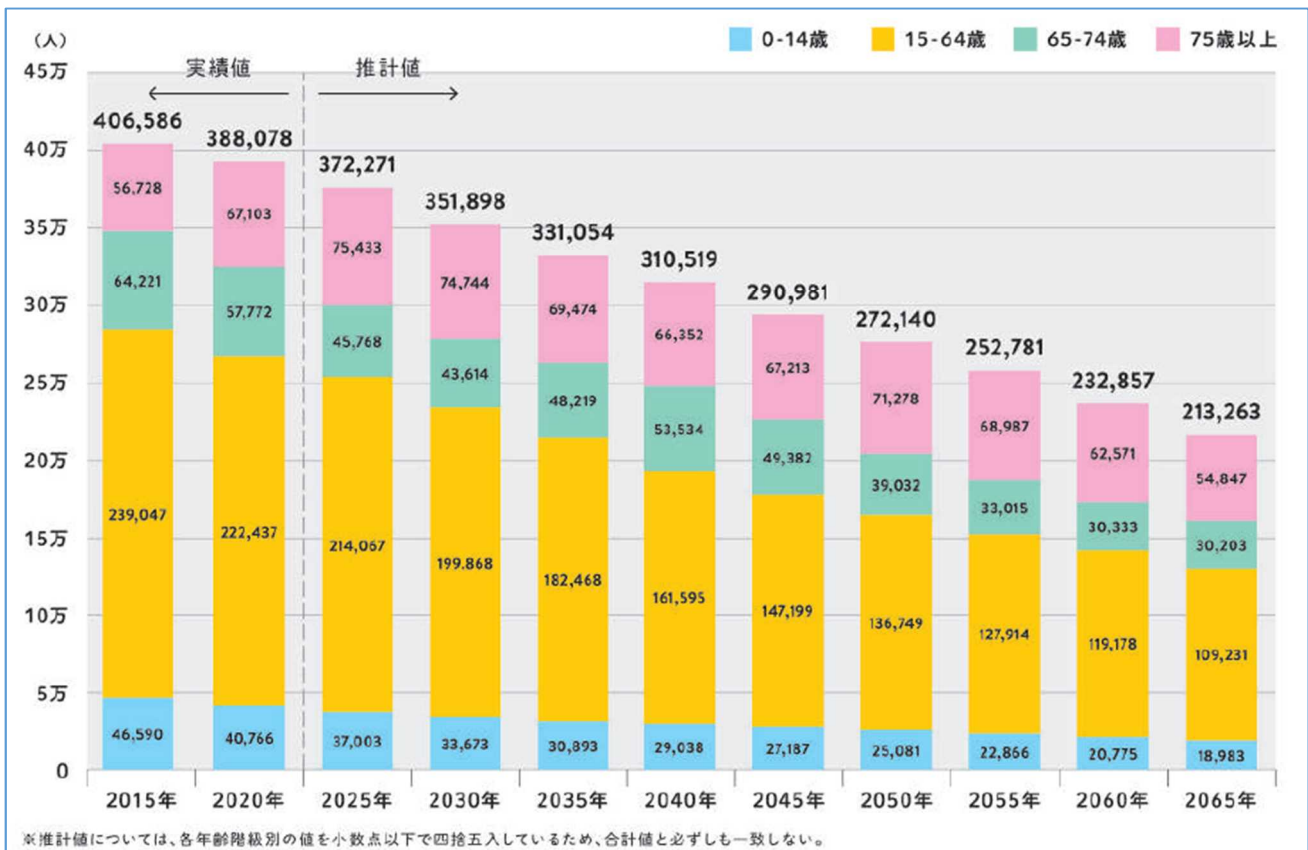
1 人口の推移

2015年の国勢調査結果を基準とした将来推計人口では横須賀市の人口は今後減少傾向が続き、2030年には約35万人に、2040年には約31万人になることが見込まれます。

将来の人口を年齢4区分(年少人口(0歳～14歳)、生産年齢人口(15歳～64歳)、老年人口(65歳～74歳・75歳以上))でみると、年少人口、生産年齢人口については、減少が続くことが予測される中、老年人口のうち75歳以上については2025年まで増加することが見込まれます。また、各年齢区分別、男女別の人口構成を人口ピラミッドでみると、全体の規模の縮小がみられます。特に将来の支え手となる若い世代の縮小が顕著です。一方で、近年の健康寿命が延伸している現状を考慮し、生産年齢人口の年齢区分を69歳まで広げた仮定で推計すると、2040年の生産年齢人口率は61.3%となり、2015年の現在の定義での率58.8%より高い状況となります。



出典 YOKOSUKA VISION 2030



出典 YOKOSUKA VISION 2030

生産年齢人口の年齢定義	2015年	2020年	2030年	2040年
15歳～64歳(現在の定義)	58.8%	57.3%	56.8%	52.0%
15歳～69歳	67.2%	63.9%	63.4%	61.3%
15歳～74歳	74.6%	72.2%	69.2%	69.3%

出典 YOKOSUKA VISION 2030

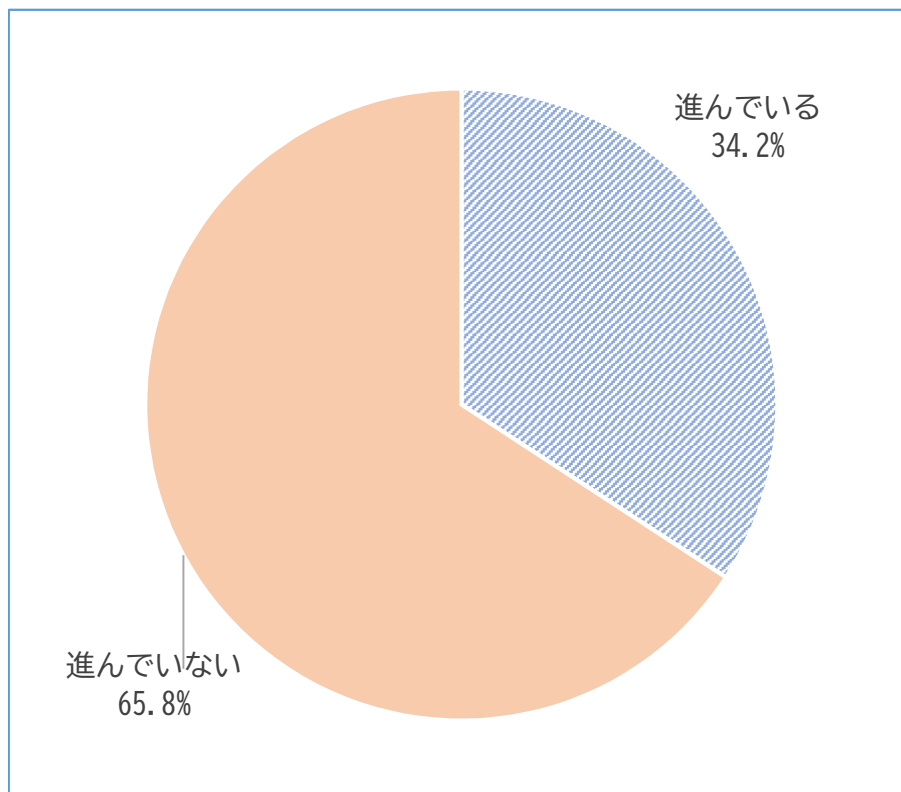
2 ジェンダー平等と多様な性をめぐる状況

(1) ジェンダー平等

横須賀市は、ジェンダー平等に関する意識啓発のため、講座開催や広報紙の発行などの事業に取り組んできました。

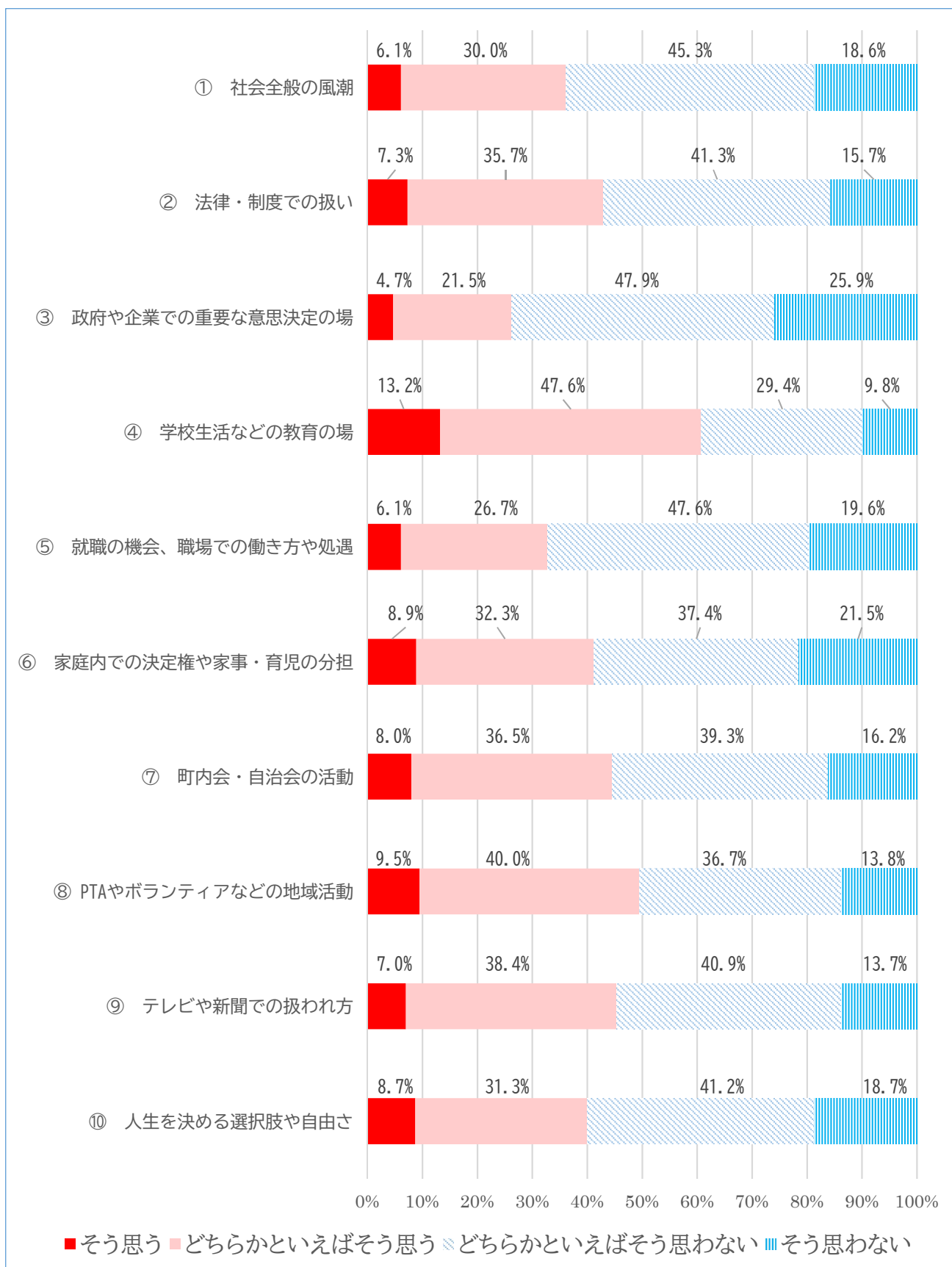
しかし、令和3年（2021年）8月に実施した「横須賀市男女共同参画と多様な性についてのアンケート調査」（以下、「市民アンケート調査」という。）では、65.8%の人が身の回りで男女共同参画が進んでいないと感じており、依然として「男女間における不平等感」や「固定的な性別役割分担意識」が根強く残っていることが分かります。

問：あなたの身の回りで男女共同参画は進んでいると思いますか。



出典：「横須賀市男女共同参画と多様な性についてのアンケート調査」（令和3年8月）

問：男女は対等に活躍している、あるいは男女共同参画が進んでいると思いますか。

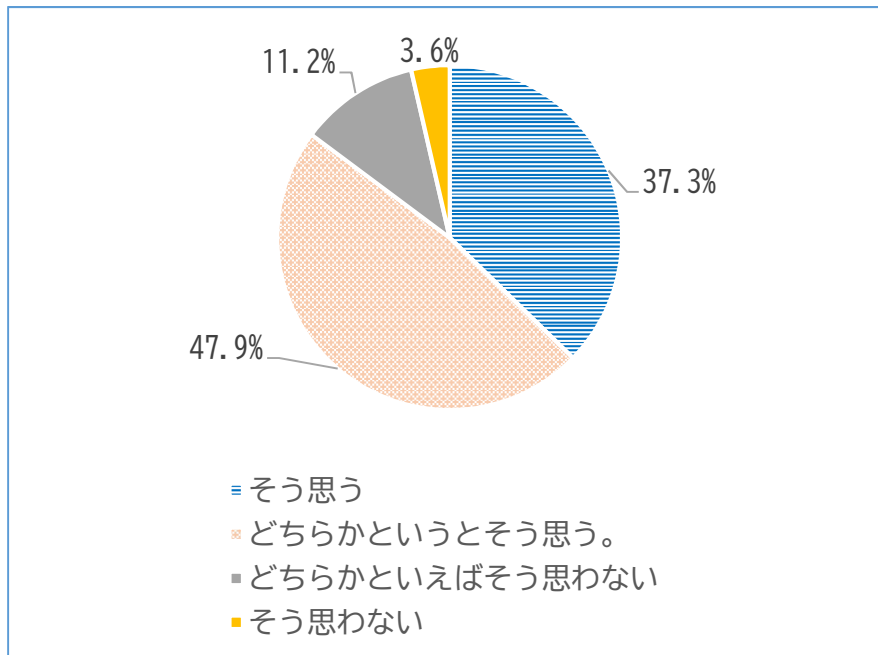


出典：「横須賀市男女共同参画と多様な性についてのアンケート調査」（令和3年8月）

(2) 多様な性

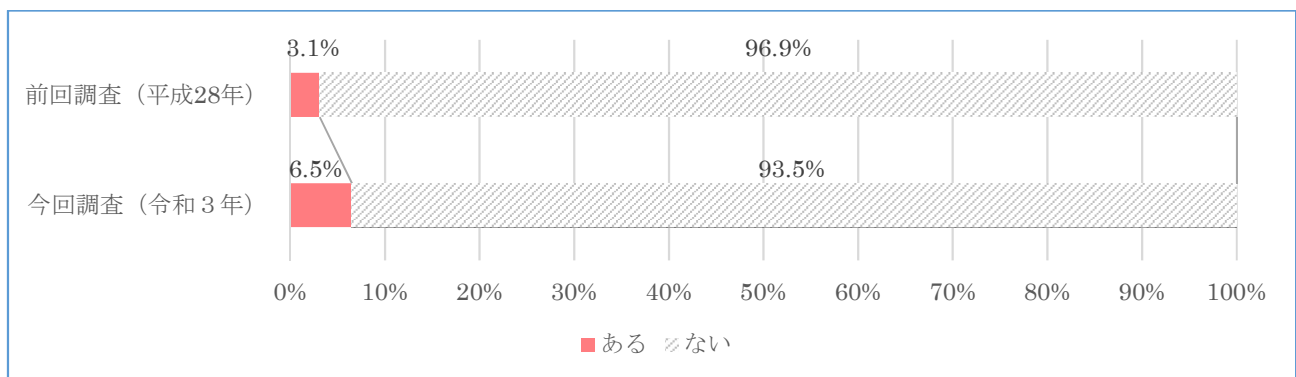
誰もが個人として尊重され、自由に生き方を選択できる社会づくりのためには、人権を尊重し、多様性を認め合うことが重要です。性的マイノリティ（LGBTQ+）の理解促進と支援に取り組み、多様な性を尊重する社会の実現を目指します。

問：現在、性的マイノリティ（LGBTQ+）の方々にとって、偏見や差別などにより、生活しやすい社会だと思いますか。



出典：「横須賀市男女共同参画と多様な性についてのアンケート調査」（令和3年8月）

問：今までに自分の身体の性、心の性または性的指向に悩んだことがありますか。



出典：「横須賀市男女共同参画と多様な性についてのアンケート調査」（令和3年8月）

全体の割合からすると多くはありませんが、前回調査と比べ、自分の身体の性や心の性または性的指向に悩んだことがある人は増加傾向にあります。

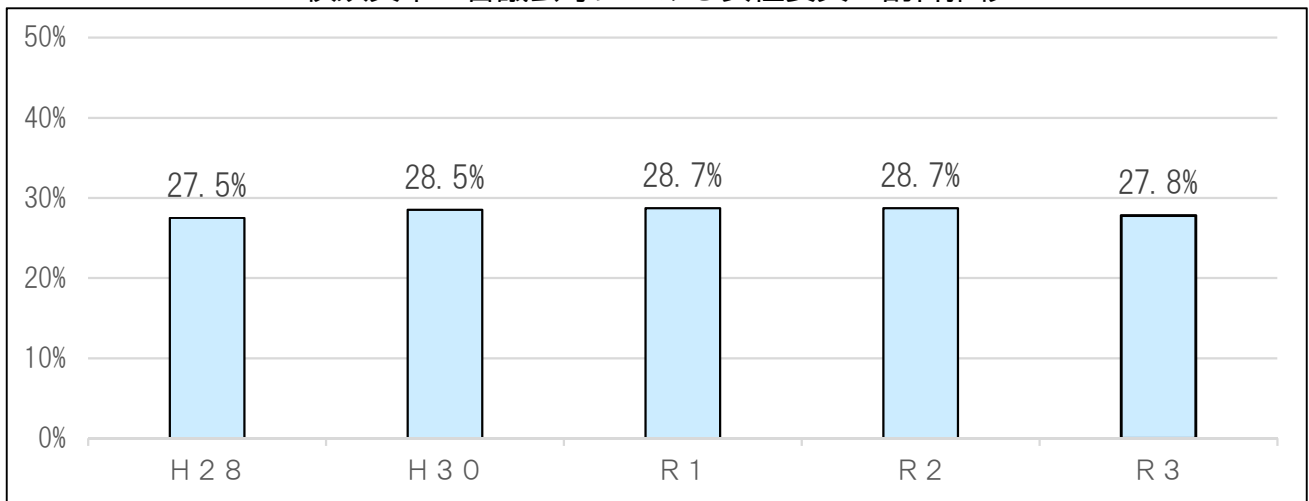
(3) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

条例の基本理念に、全ての人々が性別等にかかわらず、あらゆる分野における方針の立案及び決定過程に参画する機会を確保されることが掲げられています。

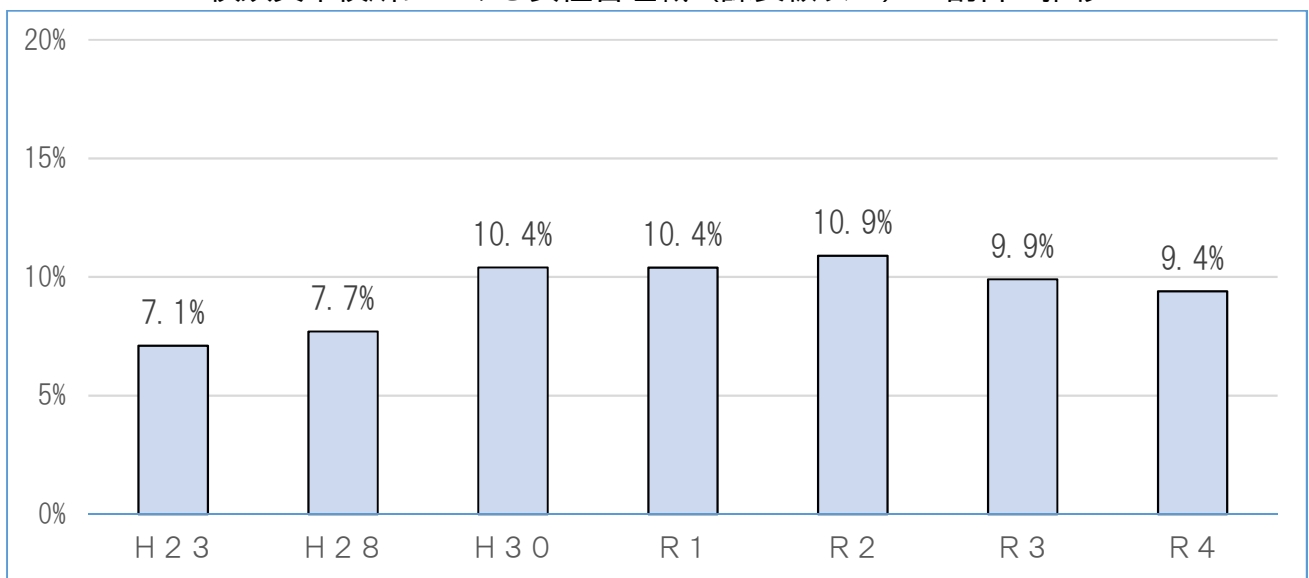
本市では、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、審議会等における女性委員の割合を40%以上にすることを目標に取り組みを進めてきました。令和3年(2021年)8月現在の女性委員は27.8%と目標値には達していません。

市民アンケート調査では、「政府や企業での重要な意思決定の場で男女は対等に活躍していない」と答えた人は73.8%であり、女性の意見が十分に反映されるように女性の参画促進が必要です。

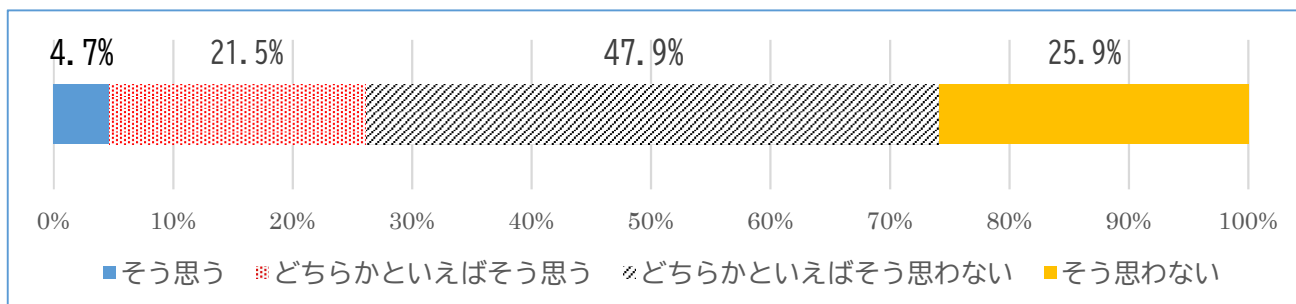
横須賀市の審議会等における女性委員の割合推移



横須賀市役所における女性管理職（課長級以上）の割合の推移



問：政府や企業での重要な意思決定の場で、男女が対等に活躍している、あるいは男女共同参画が進んでいると思いますか。

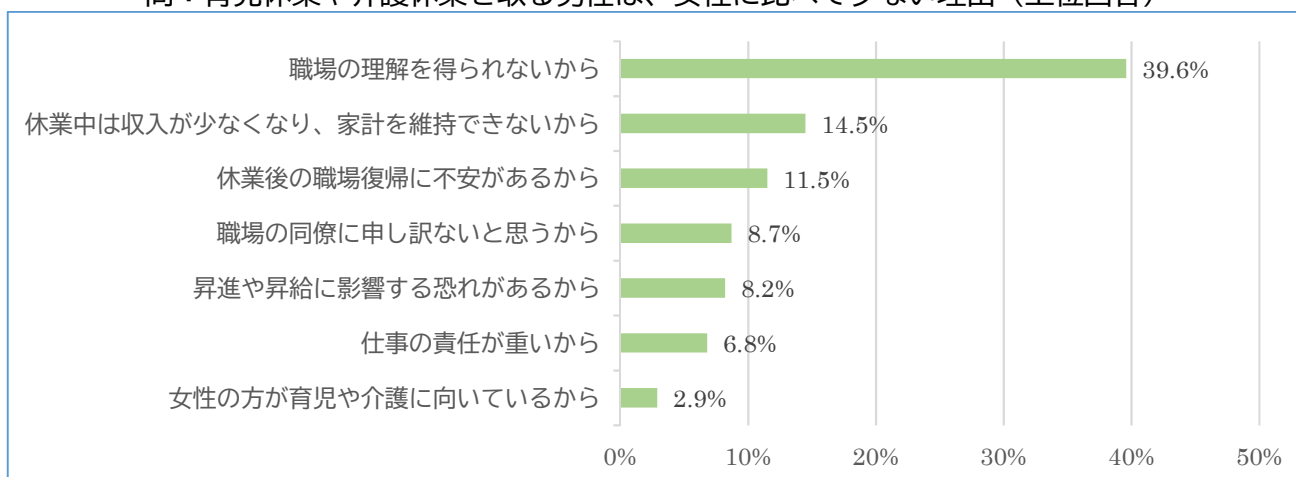


出典：「横須賀市男女共同参画と多様な性についてのアンケート調査」（令和3年8月）

（4）ワーク・ライフ・バランスの推進

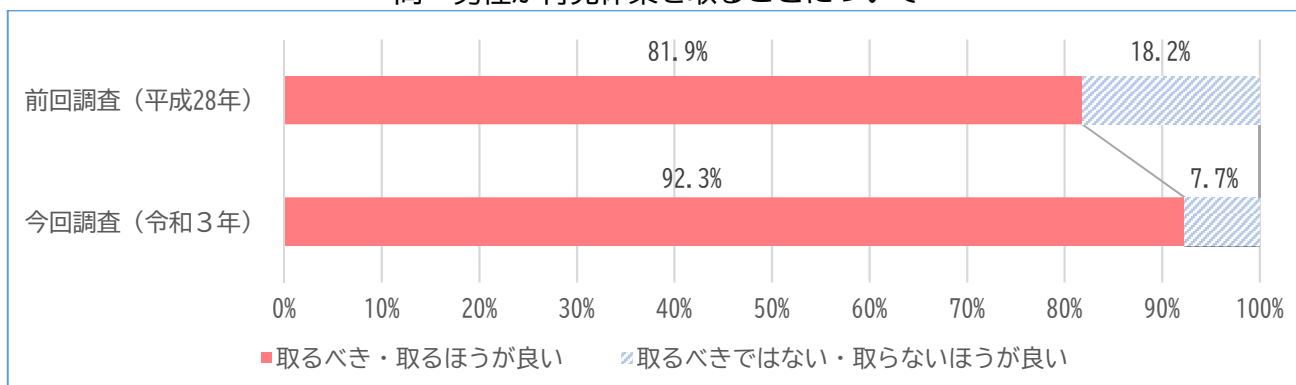
ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、育児休業制度の利用促進や意識づくりが必要です。多様な働き方を選択できることだけでなく、特に男性の家事・育児・介護等の参画への取り組みを推進していく必要があります。男性が育児休業や介護休業を取得することについての理解は、以前に比べると進んできています。

問：育児休業や介護休業を取る男性は、女性に比べて少ない理由（上位回答）



出典：横須賀市「男女共同参画と多様な性についてのアンケート調査」（令和3年8月）

問：男性が育児休業を取ることにについて



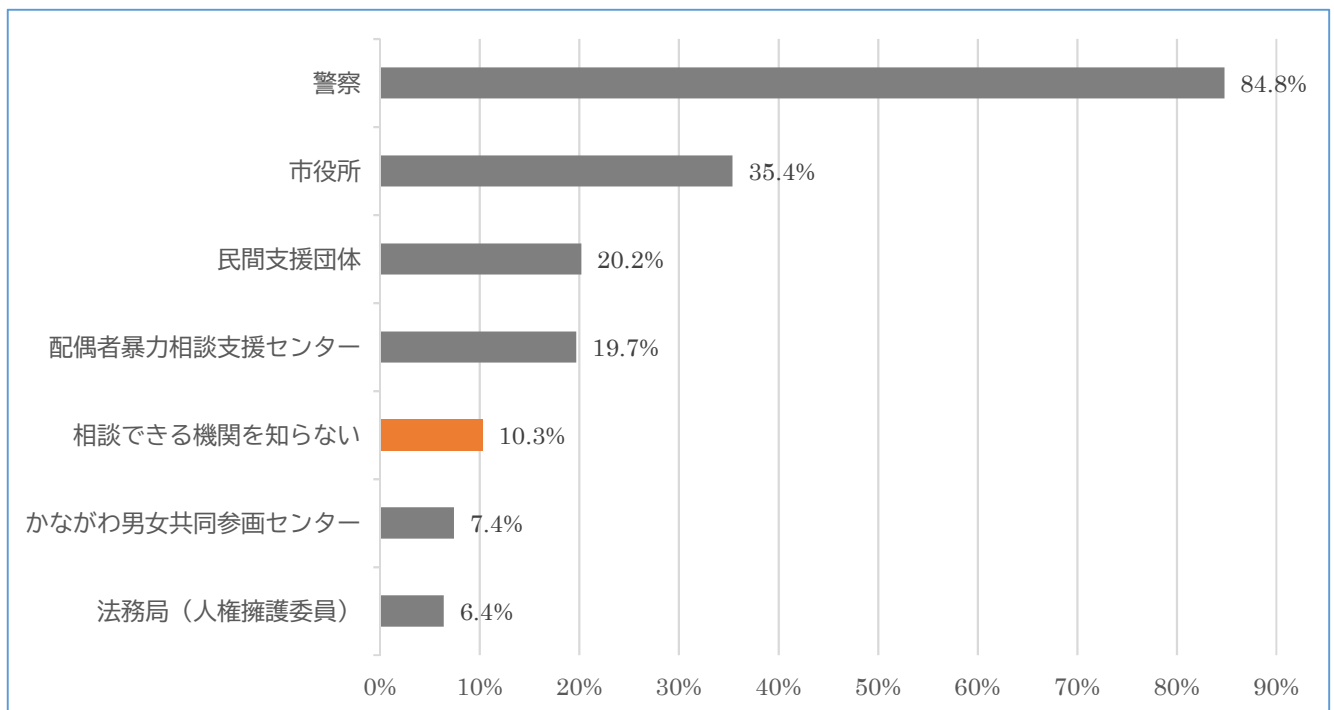
出典：横須賀市「男女共同参画と多様な性についてのアンケート調査」（令和3年8月）

(5) 性別等に基づく暴力のない環境づくり

性別等に基づく暴力は、発見が困難な場所で発生することが多いため、潜在化しやすい傾向にあり、直接暴力を受けている被害者だけでなく同居する子どもの心身面にも深刻な影響を及ぼします。被害者が安心して早期に相談を受けられるよう、相談窓口の一層の周知や相談体制の充実が必要となっています。

DV、ハラスメント、ストーカー行為、身体的・精神的暴力、性的暴力等、暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。交際相手・親・兄弟姉妹など身近な者からの暴力に対しても引き続き対応していくとともに、子どもや若い世代に対しても啓発を進めていく必要があります。

問：配偶者や恋人など親しい間柄における暴力（DV等）について、相談できる機関としてあなたが知っているものを全て選んでください。



出典：「横須賀市男女共同参画と多様な性についてのアンケート調査」（令和3年8月）

第3章 プランの基本的な考え方

1 策定の趣旨

誰も一人にさせないまちを目指し、性別・性的指向・性自認等にかかわらず全ての人が個人として尊重され、主体的に行動できる社会を形成するため、あらゆる分野において、互いに個性と能力を発揮できるジェンダー平等と多様な性を尊重する社会の実現を目指し、本市のジェンダー平等と多様な性に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定します。

第5次横須賀市男女共同参画プラン策定後に施行された「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」の基本理念等を踏まえています。

2 プランの位置付け

- (1) 「男女共同参画社会基本法」に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) 「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」に基づく市の基本計画です。
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「市町村推進計画」に位置付けられています。
- (4) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「市町村基本計画」に位置付けられています。
- (5) 国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「かながわ男女共同参画推進プラン」を勘案しています。

3 計画名称

第6次横須賀市男女共同参画プラン（未決・第3回審議会で決定）

4 計画期間

令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）までの4年間とします。

（未決・第3回審議会で決定）

5 基本理念

プランは、横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例第3条に規定された6つの基本理念に沿って、本市のジェンダー平等推進と多様な性の尊重を推進します。第6次プランでは、この理念を踏まえ5つの目標にまとめています。

基本理念（条例第3条）

- (1) 全ての人々が、性別等にかかわらず個人として尊重され、いかなる場合においても暴力及び不利益な扱いを受けることなく、自由に生き方が選択できること。
- (2) 全ての人々が、性別等にかかわらず社会の構成員として、市の施策及び社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (3) 全ての人々が、性別による固定的な役割分担を助長するような制度及び慣行をなくすように努力すること。
- (4) 全ての人々が、互いに協力し、社会の支援のもとに、家庭、地域、学校、職業生活等社会のあらゆる分野における活動において、調和のとれた生活を営むことができること。
- (5) 全ての人々が、妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利を認め合い、生涯にわたって健康な生活を営むことができること。
- (6) 性的指向、性自認等に関する公表の自由が個人の権利として保障されること。

6 目 標

条例の基本理念や社会情勢を踏まえ、5つの目標を定めました。第6次プランにおいては、特に「ジェンダー平等推進」と「多様な性の尊重」の理解・意識づくりや「性別等に基づく暴力による人権侵害の禁止」に重点を置き、取り組めます。

7 施策の方向性

5つの目標を達成するため、8つの施策の方向性を定めました。第6次プランにおいては、「多様な性を尊重する社会の実現」のさらなる推進に向け、取り組んでいきます。

8 施 策

施策の方向性に基づくものとして、20の具体的な施策を定めています。施策ごとの事業は、施策を実現するために位置付けた具体的な事業を示し、効果的に展開されるよう進行管理を行います。

9 ジェンダー平等と男女共同参画

■ジェンダー平等

ジェンダー平等は、全ての人々がジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）にとらわれることなく、平等に機会を与えられ、個性と能力を十分に発揮できるようにすることを指すものです。性別による不平等や不均衡は社会的な構造に起因することが特徴です。

ジェンダー平等は全ての人を対象としますが、第6次横須賀市男女共同参画プランでは、「多様な性の尊重の課題」に取り組む姿勢を明確にするため、プランの名称・目標・施策の方向性・施策において、「ジェンダー平等」と「多様な性の尊重」を併記しています。

○ジェンダー（平等）に関する主な課題

- ・ 固定的性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」等）の解消
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進
- ・ 男女の賃金格差是正の推進

○多様な性の尊重に関する主な課題

- ・ 多様な性の尊重に関する理解の促進
- ・ 性的マイノリティ（LGBTQ+）当事者に対する支援の推進

■男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。

10 プランの体系

社会情勢の変化、ジェンダー平等と多様な性に関する動向・市の課題などを踏まえ、目標・施策の方向性・施策・事業として体系化しています。

第6次横須賀市男女共同参画プラン

目 標

- 1 ジェンダー平等推進と多様な性を尊重する環境づくり
- 2 全ての人々が活躍できる環境づくり
- 3 生涯を通じて健康に暮らせる環境づくり
- 4 全ての人々が安心して暮らせる環境づくり
- 5 性別等に基づく暴力のない環境づくり



施策の方向性

- 1 ジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する理解・意識づくり
- 2 性的マイノリティ（LGBTQ+）への支援
- 3 女性の活躍推進・参画促進
- 4 ワーク・ライフ・バランスと健康経営の実現に向けた支援
- 5 健康支援の推進
- 6 子育て・介護の環境整備
- 7 様々な困難を抱える人への支援
- 8 性別等に基づく暴力の予防と根絶



施 策



事 業



社会情勢の変化・国や県の動向・市の課題など

11 指標・数値目標の設定

プランを実効性のあるものとし、達成度を把握するため、指標を定め、数値目標を設定します。

	指標	現状値	目標値 (令和8年度)
施策の方向性1 ジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する理解・意識づくり			
1	「ジェンダー」という言葉の認知度 (言葉の意味も含めて知っている人の割合)	63.0% (令和3年度アンケート調査)	70%
施策の方向性2 性的マイノリティ(LGBTQ+)への支援			
2	「アウトティング」※という言葉の認知度 ※性的マイノリティ本人が公にしてい ない 性自認や性的指向を暴露すること	—	70%
施策の方向性3 女性の活躍推進・参画促進			
3	社会全体で男女の地位が平等になっ ていると思う人の割合	36.1% (令和3年度アンケート調査)	50%
4	市役所における女性管理職(課長級 以上)の割合	9.4% (令和4年4月)	20%
5	市の審議会等委員に占める女性の割合	27.8% (令和3年度)	40%
6	町内会・自治会における女性役員の割合	34.7% (令和3年度アンケート調査)	40%
施策の方向性4 ワーク・ライフ・バランス等の推進			
7	市の男性育児休業取得率割合 (事業所の割合は参考数値として追跡)	37.1% (令和3年度)	50% ※1
施策の方向性5 子育て・介護の環境整備			
8	保育所等利用待機児童数	9人 (令和4年4月)	0人
施策の方向性6 健康支援の推進			
9	横須賀市妊活LINEサポート事業登録者数	112人 (令和3年度)	155人 ※2
施策の方向性7 様々な困難を抱える人への支援			
10	デュオよこすか・女性のための相談室を 知っている人の割合	—	70%
施策の方向性8 性別等に基づく暴力の予防と根絶			
11	デートDV・DVに関して相談できる機 関を知っている」と回答する人の割合	89.7% (令和3年度アンケート調査)	90%

※1 女性活躍・子育てサポートプラン目標値 男性育児休業取得率割合 100%

※2 横須賀市妊活LINEサポート事業登録者数は令和7年度目標値(よこすか再興プラン)

12 プランの進行管理

(1) プランの進行管理

① 指標・数値目標の設定

プランを実効性のあるものとし、達成度を把握するため、指標を定め、数値目標を設定します。

② 取組実績報告書の公表（毎年度実施）

事業の進捗状況を毎年度把握し、計画の進行管理を的確に行います。また、その結果を報告書として毎年度作成し、プランに位置付けている事業の実施状況について、横須賀市男女共同参画及び多様な性の尊重に関する審議会（以下「審議会」）に報告し、意見を聴いた上で公表します。

③ 市民等アンケート調査の実施と次期プラン策定に向けた第6次プランの検証（次期プラン策定の前年度に実施）

アンケート調査を実施し、その結果等から数値目標の達成状況を確認します。また、アンケート調査の結果を分析・検証し、プランの効果について評価を行います。審議会の意見を聴いた上で、その結果を公表します。

④ 最終評価（プランの計画期間終了後に実施）

プランの計画期間終了後に、審議会の意見を聴いた上で総括した評価を行い、公表します。

(2) 推進体制

① 横須賀市男女共同参画及び多様な性の尊重に関する審議会

条例に基づく市長の附属機関として、市長の諮問に応じて、施策の進捗状況について審議し答申します。また、計画の策定や事業の推進に関する重要な事項等について、調査審議し必要に応じて市長に意見を述べます。

② 男女共同参画及び多様な性の尊重に関する専門委員

市の施策への不服や性別を理由とした人権侵害に関わる苦情・相談等の申出を受け付け、適切な対応を行うため、市長から委嘱された男女共同参画及び多様な性の尊重に関する専門委員が公正・中立な立場で必要に応じて調査を行い、助言や是正の要望等を行います。

③ 男女共同参画職場リーダー会議

本市が実施するあらゆる事業において男女共同参画の視点の導入を積極的に図るため、全所属長を男女共同参画職場リーダーとし、男女共同参画職場リーダー会議において男女共同参画についての理解を深めるため研修を実施します。

④ デュオよこすか

市の男女共同参画及び多様な性を尊重する社会に関する施策を推進し、市民、市民活動団体、事業者等との協働のための拠点施設として、「交流」「情報の収集・提供」「学習・研修」「相談」の機能の一層の充実を図ります。

⑤ デュオよこすか専門部会

審議会の下部組織として、デュオよこすかの運営に係る専門的な事項について検討します。

⑥ 市民や事業者等との協働・連携

ジェンダー平等と多様な性を尊重する社会を実現するためには、市民や事業者等との協力・連携も不可欠です。課題を共有しながら協働・連携を通じて、本市の施策を推進します。

⑦ 関係機関等との連携

国・県等の関係機関との連携を進め、啓発事業などについての事業協力を行います。

13 プラン体系図

目 標		施策の方向性		施 策	
1	ジェンダー平等推進と多様な性を尊重する環境づくり	1	ジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する理解・意識づくり	1	市役所における理解促進・意識啓発
				2	市民に対する理解促進・意識啓発
				3	学校教育における理解促進・意識啓発
				4	事業者等に対する理解促進・意識啓発
				5	ジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する情報収集と提供
		2	性的マイノリティ（LGBTQ+）への支援	6	性的マイノリティ（LGBTQ+）に対する支援
2	全ての人々が活躍できる環境づくり ※「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画	3	女性の活躍推進・参画促進 ※	7	女性の活躍に向けた支援
				8	政策・方針決定過程への女性の参画促進
		4	ワーク・ライフ・バランス等の推進 ※	9	ワーク・ライフ・バランスと健康経営の実現に向けた支援
				10	男性の家庭や子育てへの参画促進
		5	子育て・介護の環境整備	11	子育て支援の充実
12	介護の相談支援の充実				
3	生涯を通じて健康に暮らせる環境づくり	6	健康支援の推進	13	生涯を通じた健康支援
				14	性と生殖の健康・権利の尊重（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）
4	全ての人々が安心して暮らせる環境づくり	7	様々な困難を抱える人への支援	15	女性のための相談支援の充実
				16	ひとり親家庭への支援の充実
				17	困難な問題を抱える人への相談支援の充実
5	性別等に基づく暴力のない環境づくり 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画	8	性別等に基づく暴力の予防と根絶	18	性別等に基づく暴力の防止に関する啓発
				19	性別等に基づく暴力に対する相談支援の充実
				20	様々なハラスメントの防止対策の推進

目標 1

ジェンダー平等推進と多様な性を尊重する環境づくり

ジェンダー平等の推進や、多様な性を尊重する環境づくりのためには、様々な場面や分野で理解を深めるための意識啓発や情報提供を継続的に実施し、理解促進をしていくことが重要です。

施策の方向性 1

ジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する理解促進・意識づくり

施策

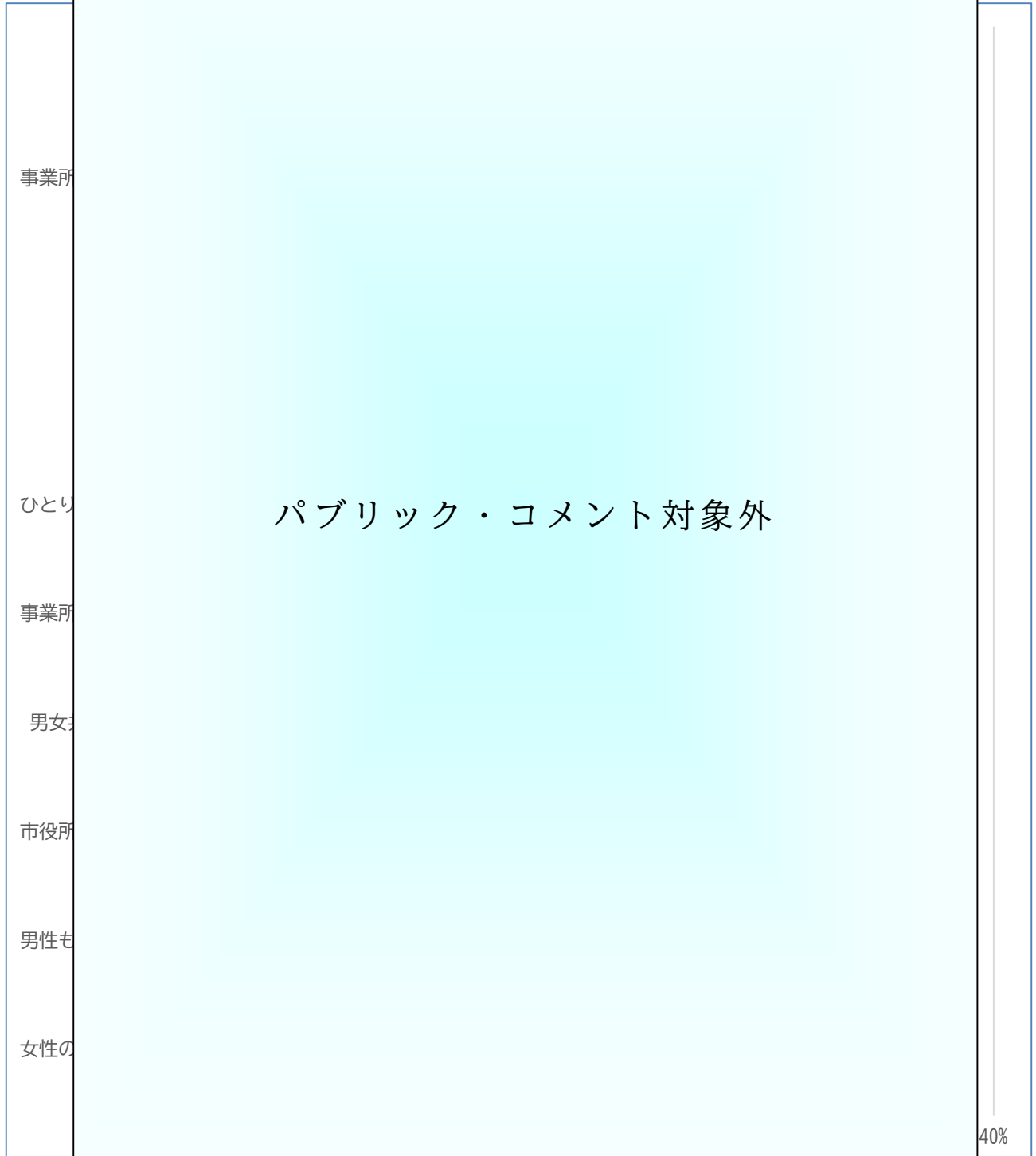
- 1 市役所における理解促進・意識啓発
- 2 市民に対する理解促進・意識啓発
- 3 学校教育における理解促進・意識啓発
- 4 事業者等に対する理解促進・意識啓発
- 5 ジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する情報収集と提供

ジェンダー平等社会の実現のため、根強い固定的な性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」等）や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて市役所（市職員）・市民・学校教育・事業所等のあらゆる場面において、理解促進や意識啓発を行います。社会のさまざまな場面で責任を分かち合うことで、一人ひとりの個性が尊重され、自分らしい生き方を選択できる環境づくりを目指します。

性的マイノリティ（LGBTQ+）の当事者は、周囲の人の無理解や偏見から、様々な困難を抱えることがあります。周囲の身近な人に相談しづらいことや、正しい情報を得ることができないため、孤立感や将来への不安を抱えている人もいます。性的指向、性自認などを理由に悩み、生活のしづらさを感じている性的マイノリティ（LGBTQ+）の人々がその個性と能力を十分に発揮し、生きやすい環境にできるよう、性のあり方の正しい理解を促進し、性的マイノリティ（LGBTQ+）の人々を支援します。

問：横須賀市

横須賀



出典：横須賀市「男女共同参画と多様な性についてのアンケート調査」（令和3年8月）

前

今

8月)

パブリック・コメント対象外

出典：「横須賀市男女共同参画と多様な性についてのアンケート調査」（令和3年8月）

施策の方向性2 性的マイノリティ（LGBTQ+）への支援

施策

6 性的マイノリティ（LGBTQ+）に対する支援

性的マイノリティ（LGBTQ+）の人々への支援については、それぞれの生き方についてお互いの違いを認めて尊重し合える社会づくりが重要となります。性的マイノリティ（LGBTQ+）の人々が直面する困難に対応できる相談支援体制を整備していきます。



出典：「横須賀市男女共同参画と多様な性についてのアンケート調査」（令和3年8月）

身体の性的特徴
(Sex Characteristics)

性自認
(Gender Identity)

パブリック・コメント対象外

男

好きになる性

女

トランスジェンダー・ 体の性に違和感や距離感を抱いている人々
シスジェンダー・ 体の性に違和感や距離感を抱かない人々

ゲイ・ 男性に性的あるいは恋愛感情を抱く男性
レズビアン・ 女性に性的あるいは恋愛感情を抱く女性

出典：石田仁著『はじめて学ぶLGBT※ 基礎からトレンドまで』ナツメ社刊

目標 | 2

全ての人が活躍できる環境づくり

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画に位置付けられています。

ジェンダー平等を一層推進するため、あらゆる分野における女性の活躍を促進します。また、性別を問わず仕事と家庭の責任を分かち合える社会を目指して、家事・育児・介護への男性の参画を促進します。

施策の方向性3 女性の活躍推進・参画促進

施策

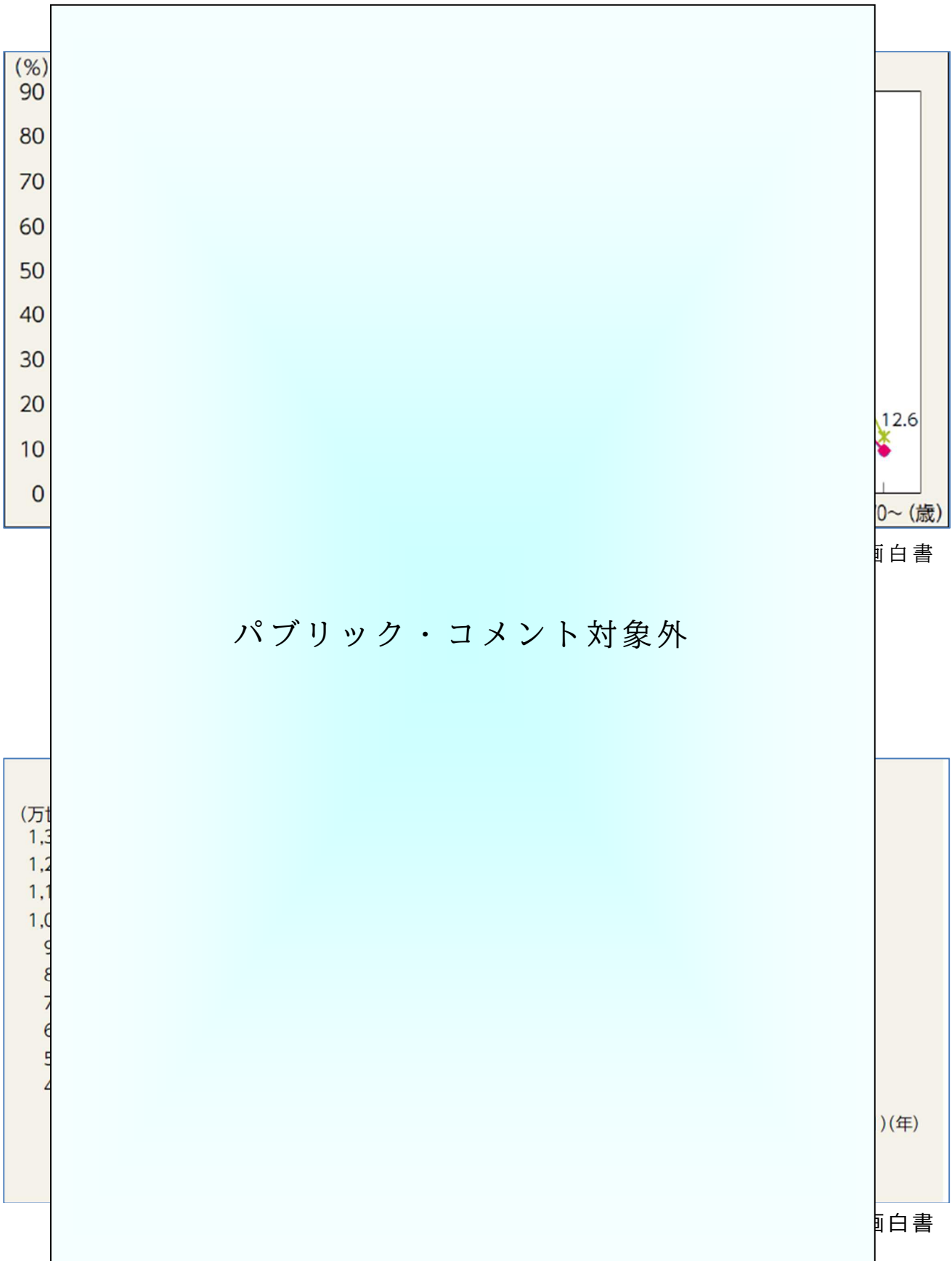
- 7 女性の活躍に向けた支援
- 8 政策・方針決定過程への女性の参画促進

■女性の活躍に向けた支援

女性は出産や育児休業等により職場から離れることで、男性と比べてキャリアを積むことが難しく、また介護等との両立も求められる傾向にあるため、本人が希望するような働き方を選択しにくい状況にあります。

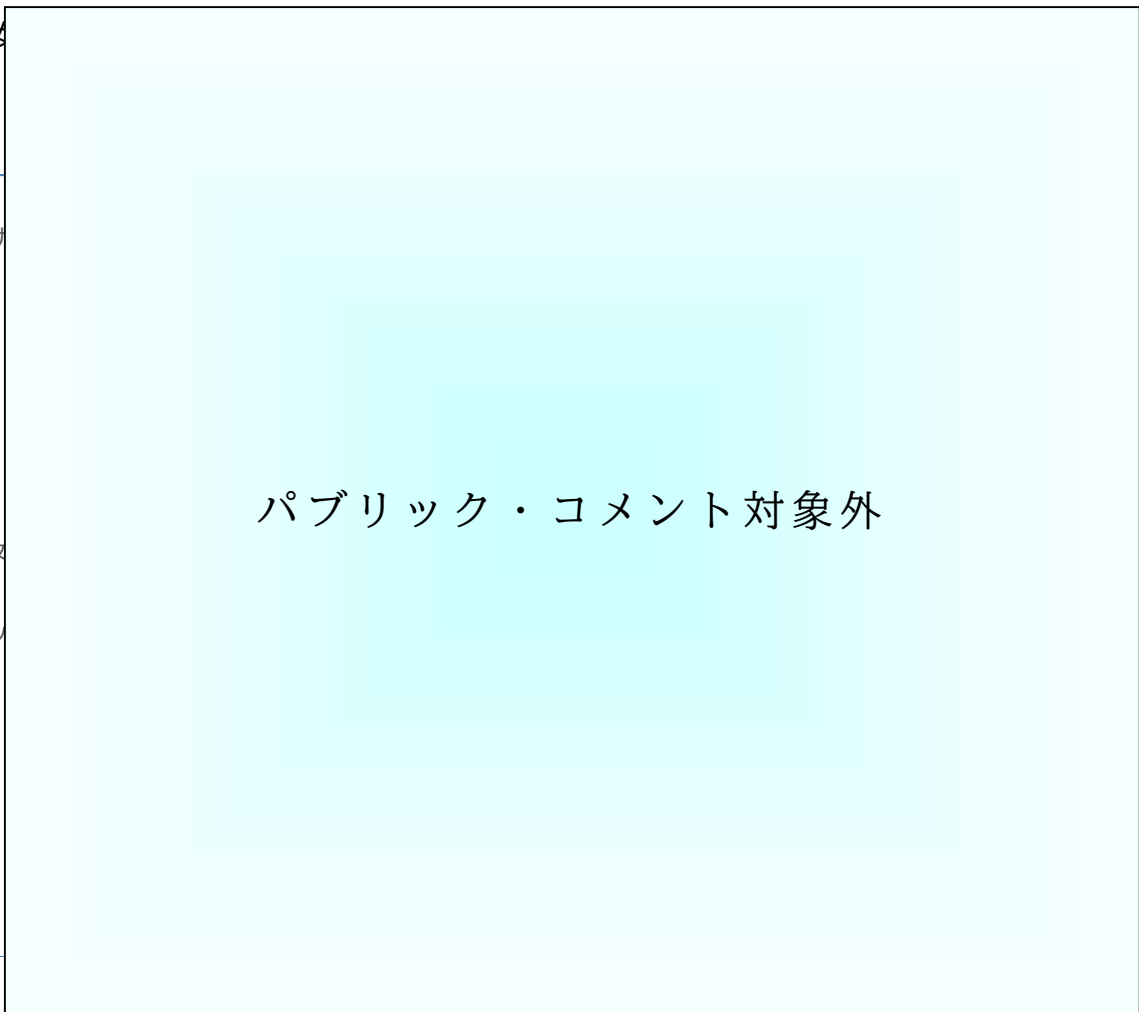
このため、女性が経済的に自立して地域で活躍できるよう、引き続き就職・再就職支援や起業支援を行っていきます。

日本の女性の年齢階級別労働力率は、出産・子育て期にあたる30歳代に低下、子育てが落ち着いた40歳代で再び上昇し、高齢になるにつれてなだらかに下降するM字カーブが見られます。日本では依然として結婚や出産、子育て期に就業を中断する女性が多いことを表しています。希望する方が就業を継続できるよう、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進、男性の家事・育児等への参画に係る取組みが必要です。



問：女

保育サ
女
フレッ
結婚・



。 (尺率)
8月)

■ 政策・方針決定過程への女性の参画促進

政治、経済、社会などあらゆる分野において、男女が共に参画し、女性の活躍が進むことは、様々な視点が確保されることにより、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。

市民の半数を占める女性の意見を市政に反映させることは、女性のみならず、すべての人が暮らしやすい地域社会の実現につながる重要な視点です。市においては、まずは引き続き審議会や委員会等への女性の積極的な登用を推進します。さらに、市が率先して政策・方針決定におけるジェンダー平等を推進する姿勢を示すためにも、市役所内において誰もが管理職を目指しやすい職場づくりを進めます。

問：

な

パブリック・コメント対象外

8月)

施策の方向性4 ワーク・ライフ・バランス等の推進

施策

- 9 ワーク・ライフ・バランスと健康経営の実現に向けた支援
- 10 男性の家庭や子育てへの参画促進

ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、男性が家事・育児・介護などへ積極的に関わることのできる土壌づくりを進める必要があります。家事・育児・介護については依然として女性に大きな負担が課せられる場合が多く、ワーク・ライフ・バランスを進めるためには、家庭での負担を共有する取組が必要です。

問：性
あ



出産や

企業

職場

8月)

問：各
か



労働時

職場に

社会の

男性自

参

パブリック・コメント対象外

出典：横須賀市「男女共同参画と多様な性についてのアンケート調査」（令和3年8月）

施策の方向性 5 子育て・介護の環境整備

施策

- 1 1 子育て支援の充実
- 1 2 介護の相談支援の充実

育児・介護を理由とするやむを得ない離職をなくし、男女が共に責任を分かち合い、仕事と家庭生活の両立が可能となるよう、育児・介護に関する福祉サービスを充実し、男女共に負担の軽減を図ります。



目標 | 3

生涯を通じて健康に暮らせる環境づくり

男女には生涯を通じて性差による異なる健康上の問題が生じるため、未病の改善や性差に応じた健康支援を行うとともに、一人ひとりが生きがいを持って社会に参加できるよう、「人生 100 歳時代」に向けた取組みを進めます。

施策の方向性 6 健康支援の推進

施策

- 1 3 生涯を通じた健康支援
- 1 4 性と生殖の健康・権利の尊重
(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

男女は、生涯を通じて異なる健康上の問題が生じます。女性は、思春期から妊娠・出産、更年期、高齢期など年代によって心身の状況が大きく変化するため、生涯を通じ男性とは異なる健康上の問題に直面する可能性があります。一方、男性は、30 歳代以降の就労世代において生活習慣病や自殺などの健康課題が多いと指摘されています。

人生 100 年時代に向けて、生涯を通じて適切に健康管理を行い、心もからだも元気に暮らし続けていくことは大切なことです。健康支援には、性と生殖の健康・権利の尊重（リプロダクティブ・ヘルス / ライツ）の視点も重要です。性差による特性にも応じた健康の増進を支援するための知識の普及啓発などの取組をはじめ、施策の充実を図ります。

1994
一般
イブ
性と
念で
カツ
にか
とい

念で、
クテ
たる
の概
ての
自由
きる

パブリック・コメント対象外

(8月)



パブリック・コメント対象外

和2 (2020) 年は87.7%となっています。

目標 | 4

全ての人が安心して暮らせる環境づくり

ひとり親家庭や様々な困難を抱えた人のために、各種支援を実施します。

施策の方向性 7 様々な困難を抱える人への支援の推進

施策

- 15 女性のための相談支援の充実
- 16 ひとり親家庭への支援の充実
- 17 困難な問題を抱える人への相談支援の充実

少子高齢化や核家族化の進行等により、地域社会における相互扶助や連帯意識が希薄化し、複合的な生活上の困難を抱える人が増加しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会的に弱い立場にある人により深刻な影響をもたらしています。特に女性比率の高い非正規職の雇用情勢は大きく悪化し、特にひとり親家庭などにおいて、経済的な困難を抱えています。

女性の社会進出が進んだとはいえ、男性との賃金格差は依然として存在し、女性が、高齢であること、障害があること、ひとり親であること、外国籍市民やルーツが外国であること等を理由とした複合的な困難を抱えた場合、更に困難な状況に置かれる場合があります。このような様々な困難に直面する人々に対しては、その視点も踏まえてのよりきめ細やかな支援が重要となります。

率

0%

0%

0%

0%

0%

0%

0%

0%

0%

0%

率

0%

0%

0%

0%

パブリック・コメント対象外

シン

白書

く、

ザー

ザー

見等

そ

性な

こお

す。

こす

貧

30代

は、

とな

の両

のよ

らで

ま

ける

様

るた

就業者

(万人)
3,800

3,760

3,720

3,680

3,640

3,600

)
0

0

0

0

0

0

日書

パブリック・コメント対象外

日書

内閣
る研究
面や生
い産業
さらに
の深刻
それが

用
多
高く、
へ
、

性別等に基づく暴力のない環境づくり

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画に位置付けられています。

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。性別等に基づく暴力（DV等）を未然に防ぐとともに、被害者の立場に立った切れ目のない支援を行います。

施策の方向性 8 性別等に基づく暴力の予防と根絶

施策

- 18 性別等に基づく暴力の防止に関する啓発
- 19 性別等に基づく暴力に対する相談支援の充実
- 20 様々なハラスメントの防止対策の推進

暴力の予防啓発と被害に対する回復支援のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、ジェンダー平等社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。暴力を容認しない社会の形成のため、一貫した切れ目のない被害者支援体制を構築すると同時に、関係機関等との連携体制の強化を継続します。

性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、様々なハラスメント、SNSなどの新たなコミュニケーションツールによる被害は深刻であり、的確に対応する必要があります。

また、性犯罪や暴力の課題に対応するうえでは、女性のみならず、男性や性的マイノリティ（LGBTQ+）も性別等に基づく暴力の被害者になりうるということに留意する必要があります。

昨今、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、家庭内における暴力の増加や深刻化が特に大きな問題となっています。相談支援体制の充実を図るとともに、被害者等が安心できる居場所づくりを進めていきます。

(件
140.
120.
100.
80.
60.
40.
20.

(年度)

白書
最高)

パブリック・コメント対象外

(相談)

問：セ

セクハ

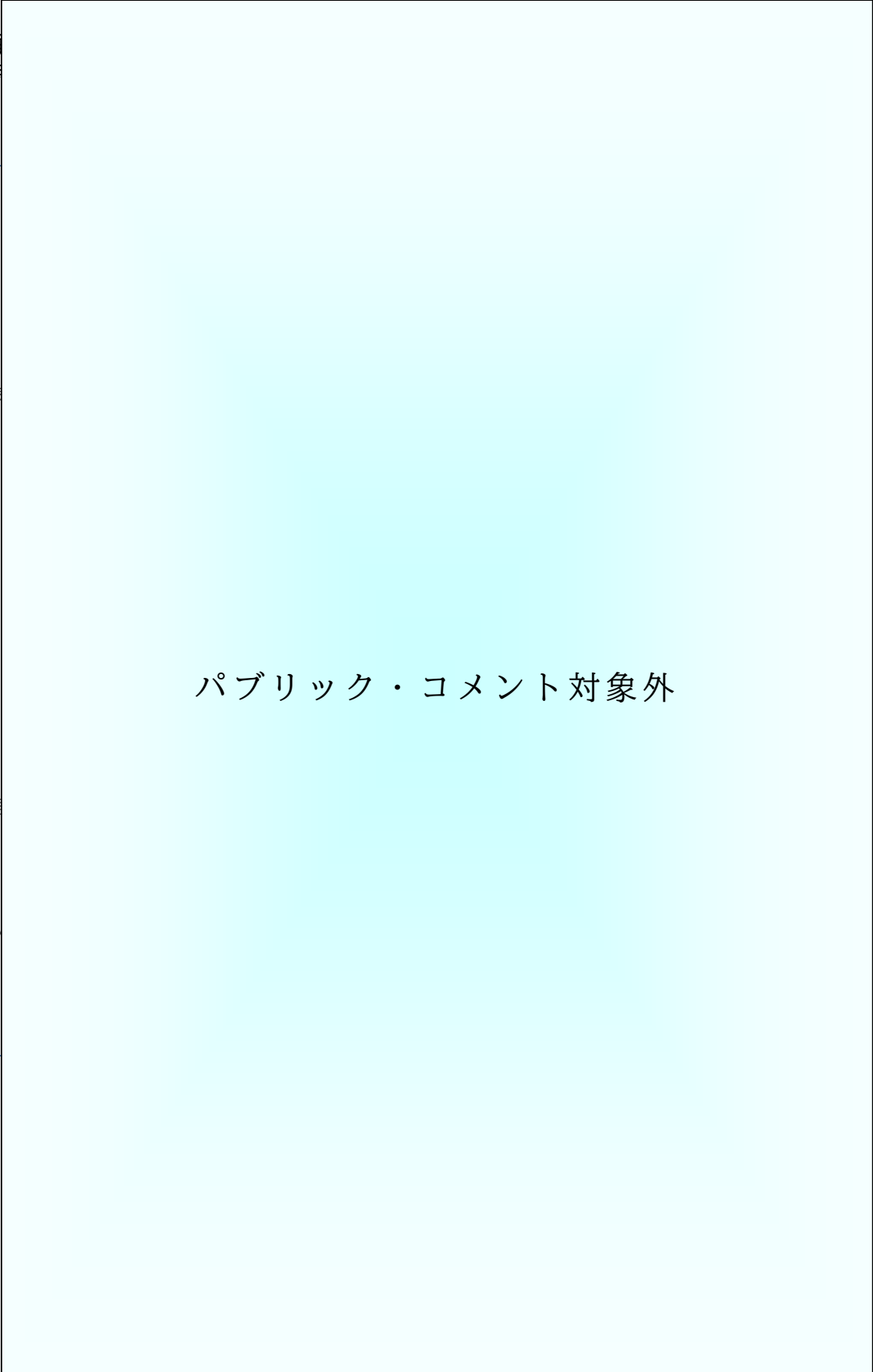
セク

60%

8月)

問：西
特

家
住居
カウン



て

)

9%

%

60%

8月)